

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容		栃木市立小中学校施設（特別教室）利用団体登録に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市立小中学校施設（特別教室）開放実施要綱第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市立小中学校施設（特別教室）開放実施要綱第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市立小中学校施設（特別教室）開放実施要綱抜粋</p> <p>第3条 特別教室を利用する団体は、次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 団体の構成員に市内在住及び在勤者が10人以上含まれ、かつ、利用者全体数の5割以上を占めること。</p> <p>(2) 定期的に活動すること。</p> <p>(3) 必要に応じ、学校事業への参加及び協力ができること。</p>	